



資料4

医師の働き方改革に係る 県（勤改センター）の取組等について

令和6年9月17日

1 現状とこれまでの取組について

1 - 1 都道府県別の評価センターの受審状況

評価センター受審申込 受付状況

令和6年8月26日現在

都道府県名	申込件数
北海道	26
青森県	6
岩手県	5
宮城県	11
秋田県	2
山形県	3
福島県	10
茨城県	6
栃木県	8
群馬県	5
埼玉県	26
千葉県	30
東京都	51
神奈川県	35
新潟県	4
富山県	2
石川県	3
福井県	2
山梨県	3
長野県	8
岐阜県	14
静岡県	17
愛知県	29
三重県	6

都道府県名	申込件数
滋賀県	7
京都府	13
大阪府	35
兵庫県	22
奈良県	4
和歌山県	2
鳥取県	3
島根県	2
岡山県	5
広島県	10
山口県	3
徳島県	3
香川県	2
愛媛県	2
高知県	5
福岡県	28
佐賀県	3
長崎県	2
熊本県	3
大分県	4
宮崎県	3
鹿児島県	7
沖縄県	14
合計	494

■ 評価センターの受審状況（8/26現在）

- ・ 評価センター受審申込件数は、全国で494件
 - ・ 県内医療機関の受審申込件数は35件
- ⇒特例水準の申請予定医療機関は35件（今後増減の可能性あり）
（3月webフォームアンケート結果（3/14ㄨ）より）

■ 県への申請状況（8/31現在）

- ・ 申請：34件（特定労務管理対象医療機関として指定済）

※受審申込医療機関に関する個別のお問い合わせはご遠慮くださいますようお願いいたします。

1 - 2 特定労務管理対象機関一覧①

	二次医療圏	医療機関名	水準
1	横浜	公立大学法人 横浜市立大学附属病院	連携B
2		公立大学法人横浜市立大学附属 市民総合医療センター	B
3		横浜市立みなと赤十字病院	B
4		昭和大学横浜市北部病院	連携B
5		昭和大学藤が丘病院	連携B
6		昭和大学藤が丘リハビリテーション病院	連携B
7		独立行政法人労働者健康安全機構 横浜労災病院	B
8		聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院	B
9		医療法人財団明理会 東戸塚記念病院	B
10		聖隷横浜病院	B
11		独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター	B
12		医療法人社団明芳会 横浜新都市脳神経外科病院	B

	二次医療圏	医療機関名	水準
13	川崎北部	聖マリアンナ医科大学病院	B
14		帝京大学医学部附属溝口病院	連携B
15		医療法人社団亮正会総合高津中央病院	B
16	川崎南部	日本医科大学武蔵小杉病院	B、連携B、C-1
17		川崎市立川崎病院	B、C-1
18		独立行政法人労働者安全機構 関東労災病院	B
19		相模原	北里大学病院
20	横須賀・三浦	医療法人徳洲会湘南鎌倉総合病院	B、C-1
21	湘南東部	藤沢市民病院	B
22		一般財団法人同友会 藤沢湘南台病院	連携B、C-1
23		医療法人徳洲会湘南藤沢徳洲会病院	B、C-1
24		茅ヶ崎市立病院	B
25		医療法人徳洲会茅ヶ崎徳洲会病院	B

1 - 3 特定労務管理対象機関一覧②

	二次 医療圏	医療機関名	水準
26	湘南 西部	国家公務員共済組合連合会平塚共済病院	B
27		平塚市民病院	B
28		東海大学医学部付属病院	B、連携B、C-1
29	県央	医療法人徳洲会湘南厚木病院	B、C-1
30		厚木市立病院	B
31		社会医療法人社団三思会 東名厚木病院	B、C-1
32		医療法人徳洲会大和徳洲会病院	B
33		社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス 海老名総合病院	B、C-1
34	県西	小田原市立病院	B

1 - 4 第3回地域WGの開催について

【期間】 R6.2.29～3.26

【目的】

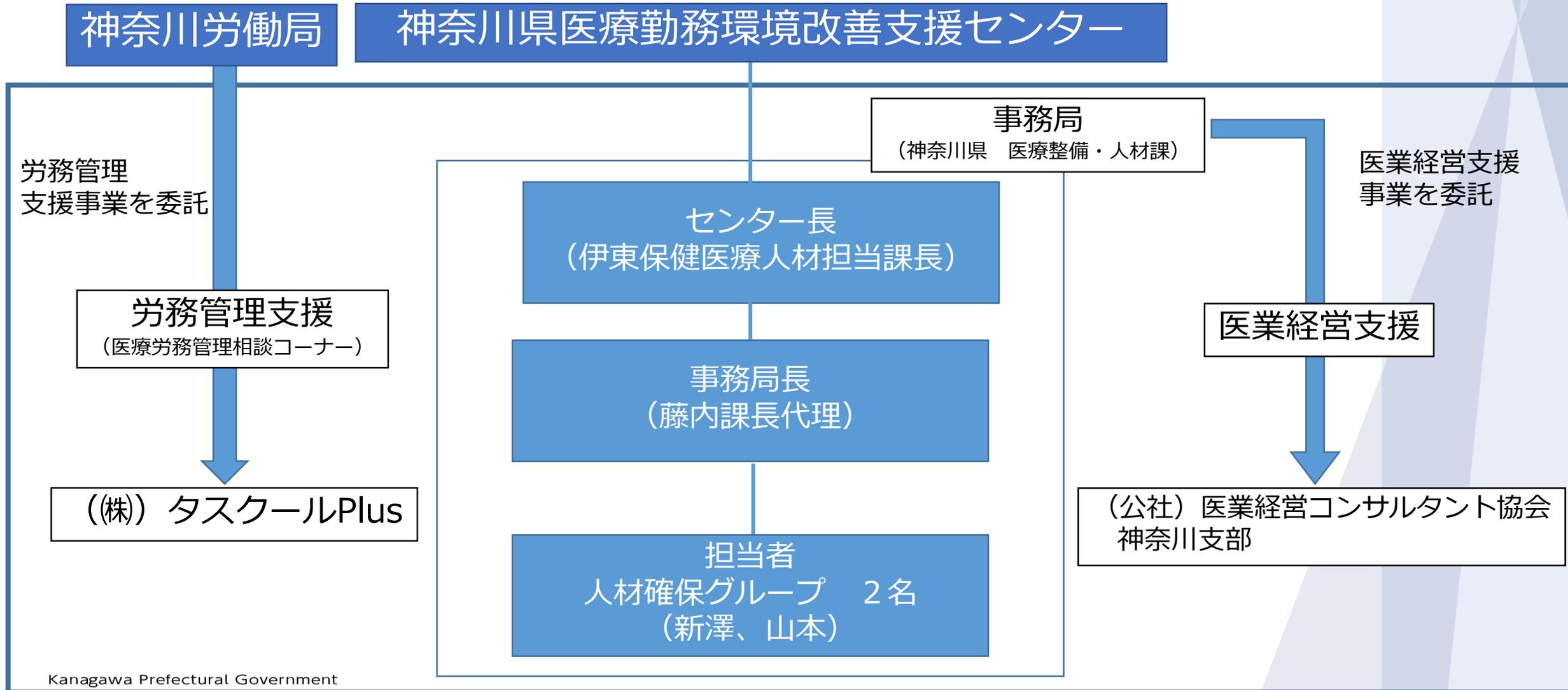
「医師の働き方改革」を推進しつつ、限られた医療資源を効率的に活用して「地域医療の継続」との両立を図っていくことを目的として、各医療機関における働き方改革の「水準」等の情報共有と「地域における今後の救急医療体制」について認識のすり合わせを行う。

【結果】

- (1) 「働き方改革」スタート直前に、各医療機関における働き方改革の「水準」等の情報共有と「地域における今後の救急医療体制」について、初期救急も含め、関係者間で一定の情報共有・課題の共有ができた。
- (2) 4月以降も体制維持を見込む医療機関、地域も多くあったが、「働き方改革」が実際に始まってみないと、その影響がどの程度生じるのかわからないという意見が多数あった。
- (3) 2次輪番については、4月以降も維持できると見込んでいる地域が多かったが、派遣医師の引上げ等により、輪番制の調整が難航している地域や、輪番制そのものについて今後見直しが必要ではないかと意見が出された地域もあった。

2 令和6年度の取組について

2-1 R6年度 神奈川県医療勤務環境評価センターの体制



2-2 今年度の神奈川県勤務環境改善支援センターの取組について

(1) 特定労務管理対象機関の支援

「医師の労働時間短縮等に関する指針」(令和4年厚生労働省告示第7号)では、B水準、連携B水準について、令和17年度末にむけて、段階的に年間の時間外・休日労働時間の短縮を目指していくこととするとともに、C-1及びC-2水準についても、制度の適切な運用を通じて各都道府県における着実な医師の働き方改革の推進に取り組むこととしている。

(2) A水準医療機関のモニタリング及び支援

現時点で特定労務管理対象機関としての指定を受けていないものの、時間外・休日労働時間が相当程度見込まれる医療機関への定期的なモニタリングを実施する。

2-3 今年度の神奈川県勤務環境改善支援センターの取組について

(3) 立入検査後の勤改センターによる支援

立入検査で実施が不十分な事項を確認した場合には、勤改センターによる支援を通じた労務管理体制等の改善が重要と
なってくる。

(4) 医師をはじめとする医療職に対する制度理解促進

働き方改革制度に対する理解が十分でなく、タスクシフト・シェアなどの労働時間短縮のための取組が進まない医療機関
の医療職に対して制度理解を高めるための説明会などを行っていく必要がある。

2-4 特定労務対象医療機関への訪問

訪問した特定労務管理対象医療機関数 29機関

■ 主なヒアリング結果

- ・業務多忙ということもあり、医師からの時間外申請が遅れてしまう傾向がある。そのため、時間外労働の把握がリアルタイムでできず、面接指導の実施などに影響が出ている。
- ・副業・兼業先と面接指導結果の共有や時間外労働時間の共有はできていない。
- ・脳神経外科などの医師数が少ない診療科や救急などの業務量が多い診療科では時間外労働を減らすことが困難
- ・勤務間インターバルの確保や代償休息の付与に苦慮している。
- ・組織として働き方改革に取り組む病院もあれば、経営層と現場（事務含め）で温度感がそろわない病院など、病院ごとにとり組状況にバラつきがみられる

2-5 地域医療介護総合確保基金 事業区分VIについて

勤務医の労働時間短縮の推進 (地域医療介護総合確保基金 事業区分VI)

R 6 新規事業

勤務医の働き方改革を推進するため、大学病院等からの医療機関に対する医師派遣や、多領域の研修を行うなど一定の要件を満たす専門研修基幹施設等の勤務環境改善の取組を支援

勤務環境改善医師派遣等推進事業 (長時間労働医療機関への医師派遣支援)

長時間労働医師が所属し、地域において重要な役割を担う医療機関の医師の時間外・休日労働時間を短縮すること及び地域医療提供体制を確保することを目的に、長時間労働医療機関への医師派遣等を行う医療機関等の運営等に対する支援を行う。

補助の対象となる医療機関

年通算の時間外・休日労働時間が960時間を超える又は超える恐れのある医師のいる医療機関に医師派遣を行う医療機関 等

対象経費

- 医師派遣に係る逸失利益補填
- 医師派遣を目的とした寄附講座 等

補助基準額

- 当該医療機関の直近の決算数値により算出される医師1人1月当たりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額：派遣医師1人当たり1,250千円×派遣月数 等
- ※対象経費、補助単価は、区分4標準事業例「26. 医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築」と同様。



地域医療勤務環境改善体制整備特別事業 (教育研修体制を有する医療機関の勤務環境改善支援)

医療機関としての指導體制を整備し、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技能を修得できるような医師を育成する医療機関等において、当該教育研修のための勤務環境改善を診療に関する勤務環境改善と一体的かつ効果的に行うための取組等を支援。

補助の対象となる医療機関 ※時間外労働が年960時間超等の医師がいる医療機関

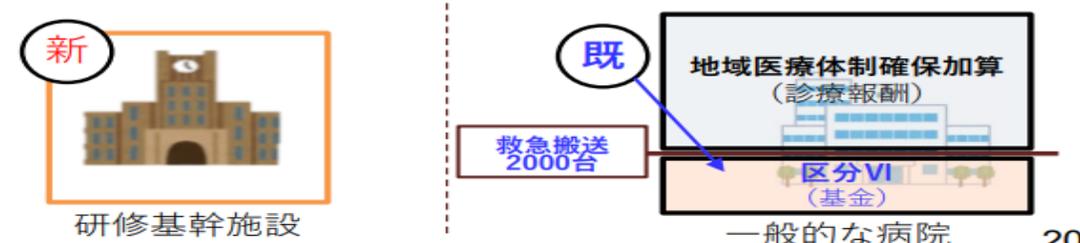
- 基幹型臨床研修病院または専門研修基幹施設であって、100床あたりの常勤換算医師数が40人以上等の医療機関
- 基幹型臨床研修病院かつ基本19領域のうち10以上の領域において専門研修基幹施設である等の医療機関

対象経費

医師労働時間短縮計画に基づく勤務環境改善に係る経費

補助基準額

- 1床当たりの標準単価： 133千円
- ※「更なる労働時間短縮の取組」を実施する医療機関は、1床当たりの標準単価を最大266千円まで可とする。
- ※区分VIの既存の事業(地域医療勤務環境改善体制整備事業)や地域医療体制確保加算とは別に支援可能。



説明は以上となります。